### ◎新潟県告示第931号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書きの規定により、秋葉、放山、鉾ヶ岳、鼓岡及び一の宮鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成29年8月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

#### 1 秋葉鳥獣保護区

#### (1) 区域

新潟市秋葉区新津本町4丁目地内の県道新津小須戸線と県道新津村松線の交差点を起点として、同県道を南東に進み、県道新関橋田村松線の交差点に至る。ここから県道新関橋田村松線を南に進み、市道大関朝日線との交差点から同市道を西に進み、大沢林道との交差点に至る。ここから大沢林道を北西に進み、市道東島6号線を経て、市道朝日11号線との交差点に至り、市道朝日11号線を北西に進み県道新津小須戸線との交差点に至る。ここから同県道を北東に進み起点を結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は市街地にほど近い場所に残るアカマツ、ヤマモミジ、コナラ、スギなど林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

# ウ 管理方針

定期的に巡視を実施することなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

### 2 放山鳥獣保護区

### (1) 区域

放山 (1,189.5m) を起点として、ここから概ね北東方向に延びる稜線をたどり、大平山頂 (1,019.0m) に至る。ここからアゲハ沢と平行して概ね北北東に延びる右岸の稜線をたどり、標高約550mの地点でアゲハ沢復旧工事用道路終点に至る。ここから工事用道路を南東方向に約100m進んだあたりで、小サブゾウ源流部との交点に至る。ここから小サブゾウを下流に下り、県道西飛山能生線上小サブゾウ橋との交点に至る。ここから一般県道西飛山能生線を県道起点に向かって南方向に進み、字ブドウ平と字イタヒラとの字界に架かるゴウサラ谷橋に至る。ここからゴウサラ谷を下流に下り、能生川本流に至る。ここから能生川本流を上流に向かって上がり、モグナ谷との合流点に至る。ここからモグナ谷を上流へ上がり、戸部沢三角点 (856.6 m) に至る。ここから概ね北北東に延びる稜線をたどり、糸魚川市・上越市境界稜線を経て、名立川本流とオンナ谷との合流点に至る。ここからオンナ谷を約500m上流へ上り、不動山登山道との交点に至る。ここから不動山登山道を林道南葉山線に向けて進み、不動山登山道入口との交点に至る。ここから林道南葉山線を大毛無山山頂付近へ進み、上越市・妙高市境界稜線に至る。ここから稜線を概ね東南東へたどり、大毛無山山頂を経て不動山山頂へ至る。ここから稜線を南南東へたどり、容雅山山頂へ至る。ここから妙高山鳥獣保護区界北辺をたどり、旧能生町・旧糸魚川市境界稜線上に至る。ここから境界稜線を北方向へたどり起点と結ぶ内部一円とする。

# (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

### イ 指定目的

当該地域は、ブナやミズナラといった落葉広葉樹林等、林相の変化に富む地域であり、区域内にスキー場が設置されていることから自然を身近に感じられる地域である。イヌワシをはじめ、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定することで当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

### ウ管理方針

定期的な巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及

ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

#### 3 鉾ヶ岳鳥獣保護区

### (1) 区域

糸魚川市大字島道地内の島道川及び朝日川合流点を起点として、朝日川を上流に進み、通称大河原地内で 鉾ヶ岳登山道に至る。ここから同登山道に沿って上り、通称シゲクラ地内から東方向に白滝沢を下り、湯沢 川谷止工に至る。ここから権現岳滑落崖に沿って南方向へ塔ノ滝谷を経てヒソノ又川分岐点外ノ谷に至り、 同谷を上流に進み、さらに土倉川を源流から東側用水まで下る。同用水を下流に進み、岩倉川、大知川を越 え、久保川に至る。ここから同川を北方向に進み、分水嶺に至り、入山川及び島道川に沿って下り、起点と 結ぶ内部一円とする。

# (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

### ア 指定区分

森林鳥獣生息地

# イ 指定目的

当該地域は、ブナやミズナラ、クロベ等の林相の変化に富む地域であり、ホンシャクナゲの群生地となっており、自然分布の北限となっている。生息する鳥獣は、ニホンカモシカをはじめ、多様な鳥獣の繁殖の場となっていることから、鳥獣保護区に指定することで当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

### ウ 管理方針

定期的な巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

# 4 鼓岡鳥獣保護区

#### (1) 区域

胎内市坪穴地内の県道胎内二王子公園羽黒線の千刈橋を起点として、同県道を南に進み、下坪穴川橋を渡る。ここから同県道をさらに南下し、胎内川を渡り、側溝との交差点から側溝沿いに上がり、市道下赤谷鼓岡線に至る。ここから同市道を北に進みトヤノ沢橋に至り、トヤノ沢を上流に進んで砂防ダムに至る。ここから稜線を北に進み(国有林新発田事業区九林班く、や、ま、け、ふの各小班並びに八林班い、ろ、は、イの各小班を含む。)スッサキ沢の砂防ダムに至る。ここから同沢を下り筆先橋を経て胎内川を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

### (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

# ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

# イ 指定目的

当該地域は、ミサゴ、ヤマガラ、カワラヒワをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣 保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保 護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

## ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## 5 一の宮鳥獣保護区

### (1) 区域

佐渡市飯岡地内の市道飯岡線入口を起点として、妹背橋を渡り、一の宮参道を経て、市道坪根線に至る。ここから同市道を北に約1,200メートル進み、峠の三叉路と接する地点に至る。ここから同三叉路を南東に約150メートル進み、高取場を経て唐竹の沢に至る。ここから同沢沿いに主要地方道佐渡縦貫線に至り、同主要地方道を横切り、羽茂川を渡り松尾沢に至る。ここから同沢沿いに東へ約500メートル上り、市道飯岡線に至る。ここから同市道を南西に約1,000メートル進み、小沢に至る。ここから同沢を寺尾の上まで上がり山道に至る。ここから大平を経て市道飯岡線入口の起点を結ぶ内部一円とする。

# (2) 鳥獣保護区の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

# (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

# ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

# イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、ホオジロ、セグロセキレイをはじめとする多様な鳥類が 生息していることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふ れあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

# ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。